

令和6年9月24・25日開催
予算決算委員会資料
総務財政部税務課

令和5年度市税等の決算状況

令和6年9月

総務財政部税務課

目 次

1. 市税 P 1

2. 私債権 P18

3. 滞納債権の収入状況 P21

1. 市 税

◆市税の決算

(単位:円・%・件)

税目	① 予算現額	② 調定額	③ 収入済額	④ 不納欠損額	⑤ 収入未済額	⑥ ⑤/③×100	⑦ 滞納件数
市民税	3,546,700,000	3,675,249,575	(4,432,421) 3,548,573,457	20,518,919	106,157,199	96.43	2,517
個人	2,773,700,000	2,905,396,375	(3,739,921) 2,782,164,190	19,065,119	104,167,066	95.63	2,467
現年	2,745,500,000	2,784,696,274	(3,738,302) 2,754,260,039	0	30,436,235	98.77	738
滞納	28,200,000	120,700,101	(1,619) 27,904,151	19,065,119	73,730,831	23.12	1,729
法人	773,000,000	769,853,200	(692,500) 766,409,267	1,453,800	1,990,133	99.46	50
現年	772,200,000	766,214,000	(692,500) 766,061,300	0	152,700	99.89	12
滞納	800,000	3,639,200	0 347,967	1,453,800	1,837,433	9.56	38
固定資産税	5,460,000,000	5,594,997,605	(549,583) 5,478,243,908	12,011,708	104,741,989	97.90	1,718
純固定資産税	5,459,300,000	5,594,216,205	(549,583) 5,477,462,508	12,011,708	104,741,989	97.90	1,718
現年	5,430,600,000	5,465,705,700	(513,588) 5,439,527,575	0	26,178,125	99.51	577
滞納	28,700,000	128,510,505	(35,995) 37,934,933	12,011,708	78,563,864	29.49	1,141
交付金 現年	700,000	781,400	0 781,400	0	0	100.00	0
軽自動車税	190,900,000	212,291,569	(84,900) 193,732,906	2,869,803	15,688,860	91.22	2,715
環境性能割 現年	10,800,000	12,162,700	0 12,162,700	0	0	100.00	0
種別割	180,100,000	200,128,869	(84,900) 181,570,206	2,869,803	15,688,860	90.68	2,715
現年	176,800,000	182,294,400	(84,900) 177,859,048	0	4,435,352	97.52	703
滞納	3,300,000	17,834,469	0 3,711,158	2,869,803	11,253,508	20.81	2,012
たばこ税 現年	358,000,000	356,855,096	0 356,855,096	0	0	100.00	0
特別土地保有税 滞納	100,000	10,114,300	0 0	0	10,114,300	0.00	4
入湯税 現年	2,700,000	2,535,820	0 2,535,820	0	0	100.00	0
都市計画税	759,100,000	777,856,456	(76,417) 761,622,316	1,670,179	14,563,961	97.90	1,718
現年	755,300,000	759,987,600	(71,412) 756,347,621	0	3,639,979	99.51	577
滞納	3,800,000	17,868,856	(5,005) 5,274,695	1,670,179	10,923,982	29.49	1,141
合計	10,317,500,000	10,629,900,421	(5,143,321) 10,341,563,503	37,070,609	251,266,309	97.24	8,672
現年	10,252,600,000	10,331,232,990	(5,100,702) 10,266,390,599	0	64,842,391	99.32	2,607
滞納	64,900,000	298,667,431	(42,619) 75,172,904	37,070,609	186,423,918	25.16	6,065

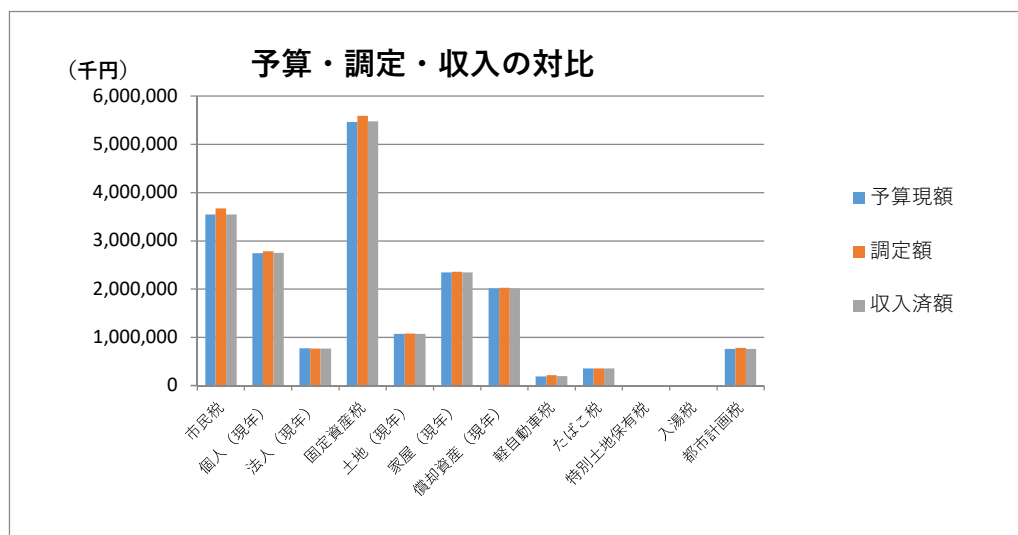
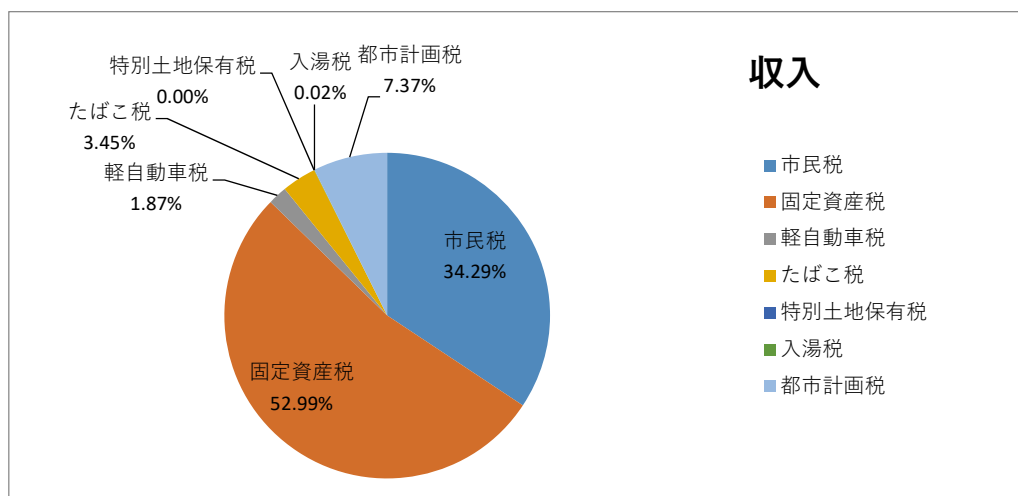
1 予算現額は、補正予算後の数値を記載。2 ()は、収入額のうち過誤納金還付未済の額。3 収納率は、収入済額から過誤納金還付未済額を除いた額で計算。4 滞納件数は、納付書の通知書番号単位の集計で、市税間で同一人が重複している場合あり。5 特別土地保有税については、平成15年4月1日の税制改正により新たな課税は行われなくなったため滞納税のみ記載。6 令和元年10月から軽自動車税環境性能割の賦課徴収開始。

◆税別構成割合及び予算対比

(単位：円・%)

税目	予算現額		調定額		収入済額		収入済額／予算現額対比		収納率	対前年度比 (収入)
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	増減収額	充足率		
市民税	3,546,700,000	34.38	3,675,249,575	34.57	3,544,141,036	34.29	△ 2,558,964	99.80	96.43	105.38
個人(現年)	2,745,500,000	26.61	2,784,696,274	26.20	2,750,521,737	26.61	5,021,737	100.05	98.77	102.95
法人(現年)	772,200,000	7.48	766,214,000	7.21	765,368,800	7.40	△ 6,831,200	99.03	99.89	116.30
固定資産税	5,460,000,000	52.92	5,594,997,605	52.63	5,477,694,325	52.99	17,694,325	100.31	97.90	99.80
土地(現年)	1,072,000,000	10.39	1,078,229,100	10.14	1,073,064,897	10.38	1,064,897	100.09	99.52	100.81
家屋(現年)	2,346,100,000	22.74	2,361,184,200	22.21	2,349,875,253	22.73	3,775,253	100.15	99.52	102.59
償却資産(現年)	2,012,500,000	19.51	2,026,292,400	19.06	2,016,587,425	19.51	4,087,425	100.19	99.52	96.14
軽自動車税	190,900,000	1.85	212,291,569	2.00	193,648,006	1.87	2,748,006	101.40	91.22	103.88
たばこ税	358,000,000	3.47	356,855,096	3.36	356,855,096	3.45	△ 1,144,904	99.68	100.00	99.90
特別土地保有税	100,000	0.00	10,114,300	0.10	0	0.00	△ 100,000	0.00	0.00	0.00
入湯税	2,700,000	0.03	2,535,820	0.02	2,535,820	0.02	△ 164,180	93.92	100.00	93.03
都市計画税	759,100,000	7.36	777,856,456	7.32	761,545,899	7.37	2,445,899	100.31	97.90	102.12
合計	10,317,500,000	100.00	10,629,900,421	100.00	10,336,420,182	100.00	18,920,182	100.13	97.24	101.90

※収入済額、充足率及び収納率は、収入額から過誤納金還付未済額を除いた額で算出。



市税の決算概要

1. 総括

令和5年度の市税については、前年度に比べ調定額・収入済額ともに増加した。市税全体の収入済額は、103億3,642万円で前年度に比べ1億9,257万円の増、対前年比では1.90%の増となった。

主な要因としては、個人・法人市民税の増収によるもので、個人市民税（現年）は前年度に比べ7,891万円の増、対前年比では2.95ポイントの増、法人市民税（現年）については、1億728万円の増、対前年比16.30ポイントの伸びとなった。

なお、収納率は現年分収納率99.32%で前年比0.01ポイントの増となった。

滞納繰越分収納率においては、収納率25.16%で前年比1.35ポイント増となった。

滞納額については、前年比4,513万円減の2億5,640万円となり、滞納件数については、前年比1,494件減の7,178件となった。

滞納処分状況においては、不動産差押が10件、不動産参加差押が5件、預貯金差押が89件、生命保険・給与等の差押が146件、合計250件の処分を実施し、これらの処分により3,501万円を徴収した。

2. 市税の収納率向上に対する取組

① 年度当初に収納目標値を定めて収納に取り組んだ。

目標項目	目標値	令和5年度実績	令和4年度実績
現年収納率	99.23%	99.32%	99.31%
滞繰分徴収額	75,000千円	75,130千円	76,937千円
差押等件数	250件	250件	275件

② 三重地方税管理回収機構へ高額・困難案件を移管し、滞納整理を実施することで滞納繰越分の納税が進んだ。

実績	令和5年度		令和4年度	
	移管件数	23件(第1課)	307件(第2課)	24件(第1課)
徴収金額	2,593万円	3,843万円	5,496万円	3,741万円

※第1課：高額案件処理 第2課：50万円未満の案件処理

③ 納税者の多様なライフスタイルに対応できるよう、平成23年10月から開始したコンビニ収納で、休日や夜間でも納税できる環境を提供した。また、令和2年度からコンビニ収納システムを活用し、スマートフォンアプリ収納を開始した。

◎コンビニ収納利用率の推移（スマートフォンアプリ含む）

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
33.60%	38.22%	36.25%	36.79%	35.14%

（納税通知書送付件数に対するコンビニ収納件数の割合）

◎コンビニ収納の状況（スマートフォンアプリ含む）

税 目	令和 5 年度			令和 4 年度		
	収納件数	収納金額	利用率	収納件数	収納金額	利用率
市県民税 (普通徴収)	5,530 件	186,445 千円	35.08%	6,176 件	183,104 千円	42.24%
固定資産税 都市計画税	10,707 件	362,106 千円	24.35%	12,289 件	363,650 千円	28.04%
軽自動車税	9,845 件	77,374 千円	55.03%	10,345 件	79,717 千円	61.04%
合 計	26,082 件	625,925 千円	33.60%	28,810 件	626,471 千円	38.22%

- ④ 平成 29 年 4 月から開始したクレジット収納により、納税者に手持ちの資金が無くても、時間帯や場所を選ばずに納税できる環境を提供した。

◎クレジット収納利用率の推移（%、千円）

令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度		令和 2 年度	
利用率	収納額	利用率	収納額	利用率	収納額	利用率	収納額
1.06	23,601	1.21	31,076	0.71	23,877	0.67	20,309

（利用率：納税通知書送付件数に対するクレジット収納件数の割合）

◎クレジット収納の状況

税 目	令和 5 年度			令和 4 年度		
	収納件数	収納金額	利用率	収納件数	収納金額	利用率
市県民税 (普通徴収)	210 件	8,479 千円	1.33%	127 件	6,224 千円	0.87%
固定資産税 都市計画税	475 件	14,022 千円	1.08%	599 件	23,409 千円	1.37%
軽自動車税	139 件	1,098 千円	0.77%	183 件	1,443 千円	1.08%
合 計	824 件	23,601 千円	1.06%	909 件	31,076 千円	1.21%

- ⑤ 令和 5 年 4 月から納付書に二次元コードを記載したことにより、指定金融機関・収納代理金融機関以外の金融機関、スマートフォンアプリ、クレジットカードでの納付が可能となり、納付手段を拡充した。（対象税目：固定資産税・都市計画税、軽自動車税）

⑤ その他

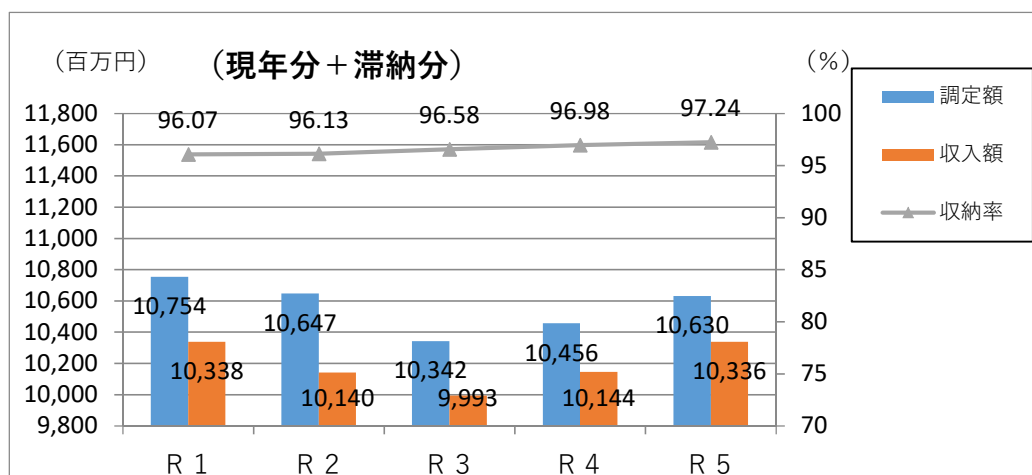
平成 21 年度から三重県及び県内 29 市町が取組を行ってきた「個人住民税特別徴収加入促進」について、平成 26 年度から、特別徴収未実施事業者に対し一斉に特別徴収の指定を行った。それにより、令和 5 年度の特別徴収加入率は 89.8% で、一斉指定前の平成 25 年度（74.4%）より 15.4 ポイント向上し、個人市民税の現年分収納率についても 98.77% となり、平成 25 年度の 97.68% から 1.09 ポイント向上し税収確保につながった。

1. 市税の状況 市税：市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税

【現年分＋滞納分】

(単位：千円・%)

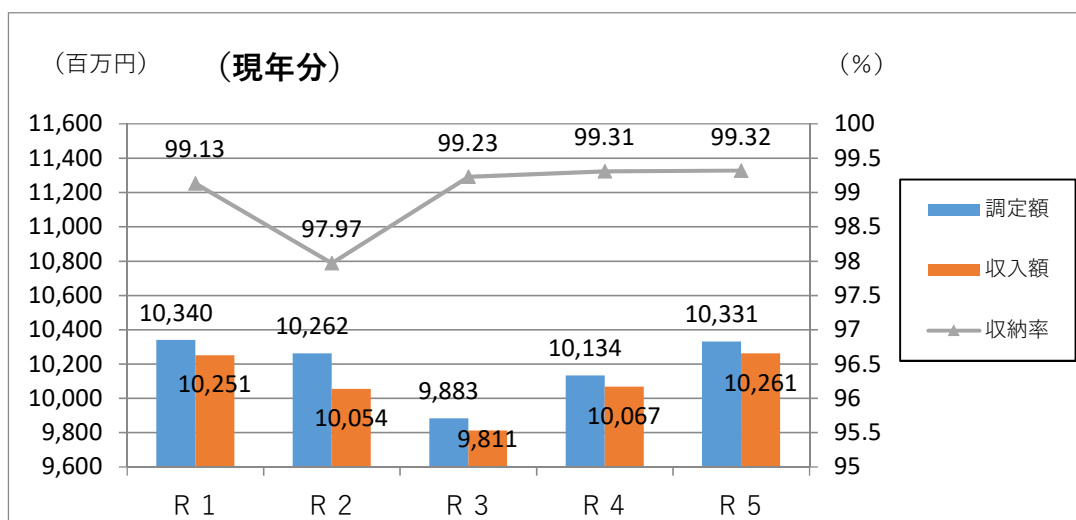
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 1	10,754,317	10,337,695	96.07	1.98
R 2	10,646,892	10,140,087	96.13	△ 1.00
R 3	10,342,118	9,993,367	96.58	△ 2.86
R 4	10,456,192	10,143,852	96.98	1.10
R 5	10,629,900	10,336,420	97.24	1.66



【現年分】

(単位：千円・%)

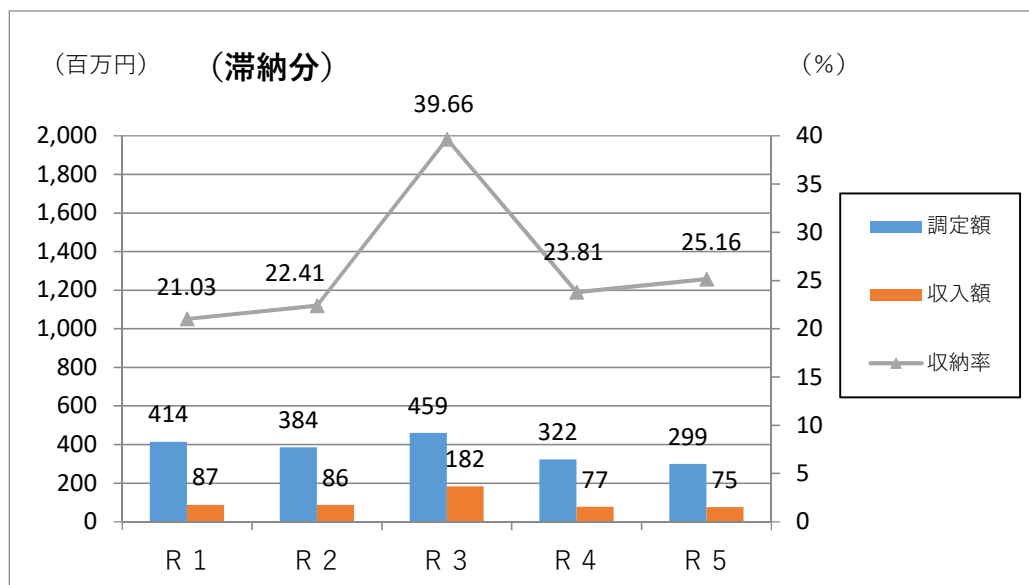
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 1	10,340,190	10,250,612	99.13	△ 4.89
R 2	10,262,499	10,053,957	97.97	△ 0.75
R 3	9,882,739	9,811,172	99.23	△ 3.70
R 4	10,133,740	10,066,915	99.31	2.54
R 5	10,331,233	10,261,290	99.32	1.95



【滞納分】

(単位：千円・%)

年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 1	414,127	87,083	21.03	△ 11.23
R 2	384,393	86,130	22.41	△ 7.18
R 3	459,379	182,195	39.66	19.51
R 4	322,452	76,937	23.81	△ 29.81
R 5	298,667	75,130	25.16	△ 7.38



市税全体の現年分の調定額は103億3,123万円で、前年度に比べ1億9,749万円(1.95%)の増となっている。収納率は99.32%で0.01ポイントの増となっている。

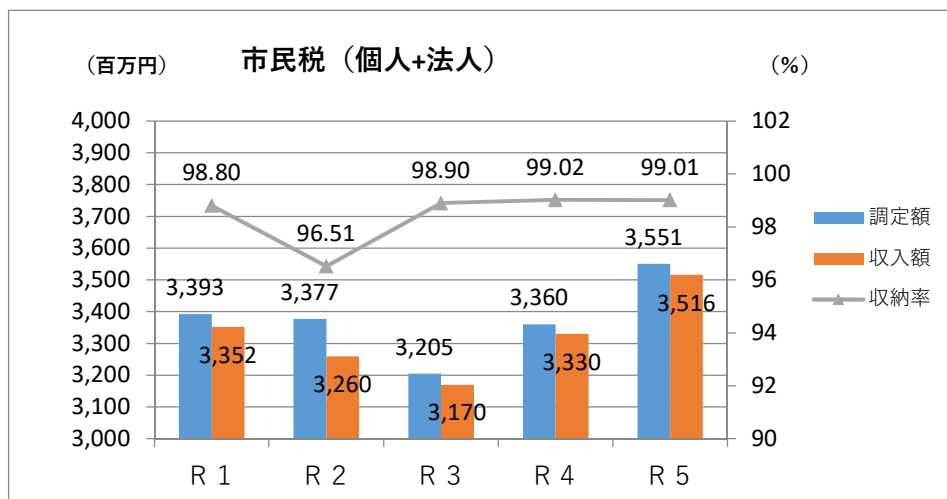
滞納分の調定額は2億9,867万円で、前年度に比べ2,378万円(7.37%)の減となっている。収納率は25.16%で1.35ポイントの増となっている。

2. 市民税（現年）の状況

【市民税（現年）】

（単位：千円・％）

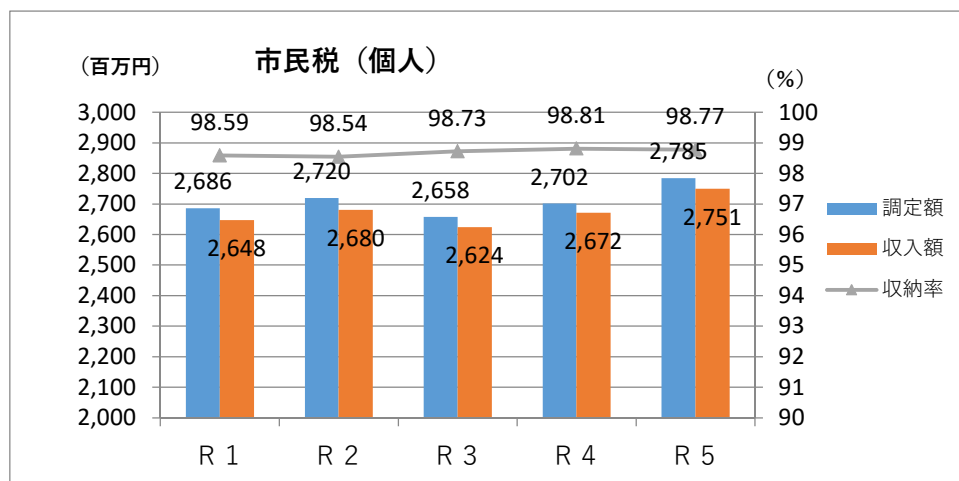
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 1	3,392,526	3,351,923	98.80	△ 6.86
R 2	3,377,385	3,259,600	96.51	△ 0.45
R 3	3,205,052	3,169,841	98.90	△ 5.10
R 4	3,359,937	3,329,696	99.02	4.83
R 5	3,550,910	3,515,891	99.01	5.68



【個人市民税（現年）】

（単位：千円・％）

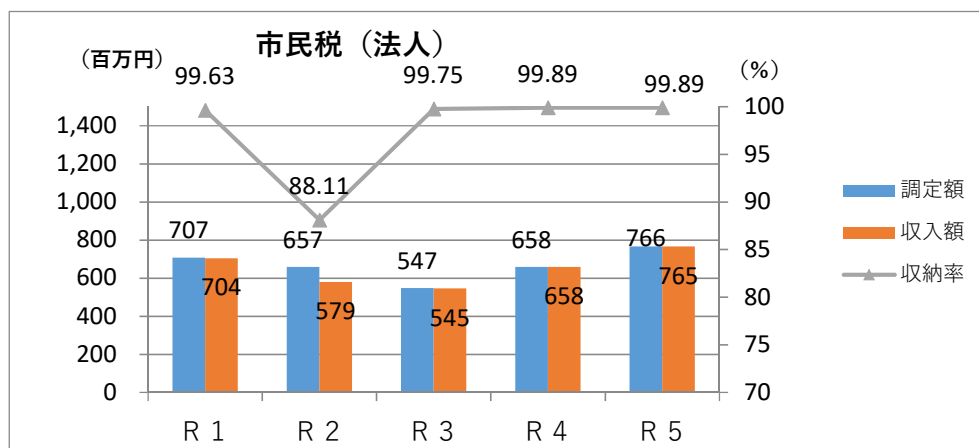
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 1	2,686,007	2,648,046	98.59	1.82
R 2	2,719,910	2,680,304	98.54	1.26
R 3	2,658,328	2,624,475	98.73	△ 2.26
R 4	2,701,545	2,671,606	98.81	1.63
R 5	2,784,696	2,750,522	98.77	3.08



【法人市民税（現年）】

（単位：千円・％）

年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 1	706,519	703,877	99.63	△ 29.65
R 2	657,475	579,296	88.11	△ 6.94
R 3	546,724	545,366	99.75	△ 16.84
R 4	658,393	658,090	99.89	20.43
R 5	766,214	765,369	99.89	16.38



個人市民税の現年分の調定額は27億8,470万円で、前年度に比べ8,315万円（3.08％）の増となっている。収納率は98.77％で0.04ポイントの減となっている。

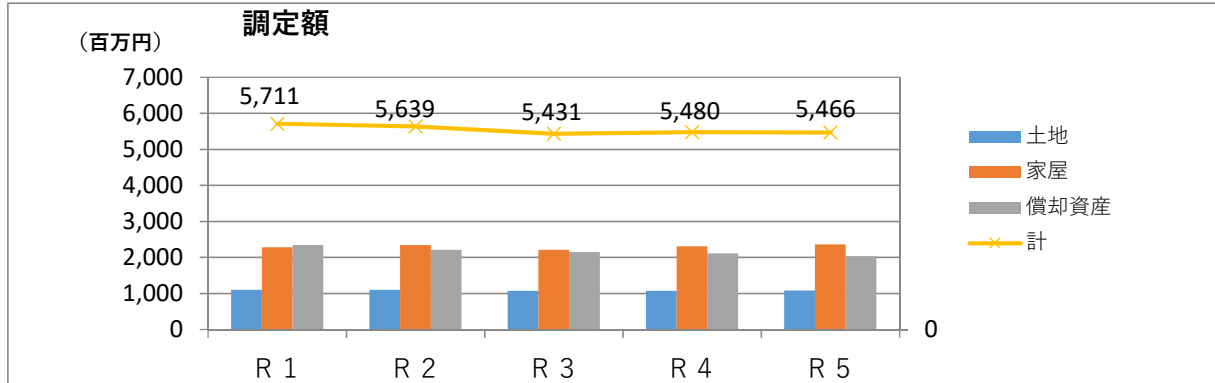
法人市民税の現年分の調定額は7億6,621万円で、前年度に比べ1億782万円（16.38％）の増となっている。収納率は99.89％で前年度と同率となっている。

3. 固定資産税（現年）の状況

【調定額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	調 定 額				調定伸率
	土地	家屋	償却資産	計	
R 1	1,093,769	2,279,879	2,337,237	5,710,885	△ 4.86
R 2	1,093,033	2,338,643	2,207,229	5,638,905	△ 1.26
R 3	1,072,305	2,210,438	2,147,866	5,430,609	△ 3.69
R 4	1,069,749	2,301,983	2,108,088	5,479,820	0.91
R 5	1,078,229	2,361,184	2,026,292	5,465,705	△ 0.26

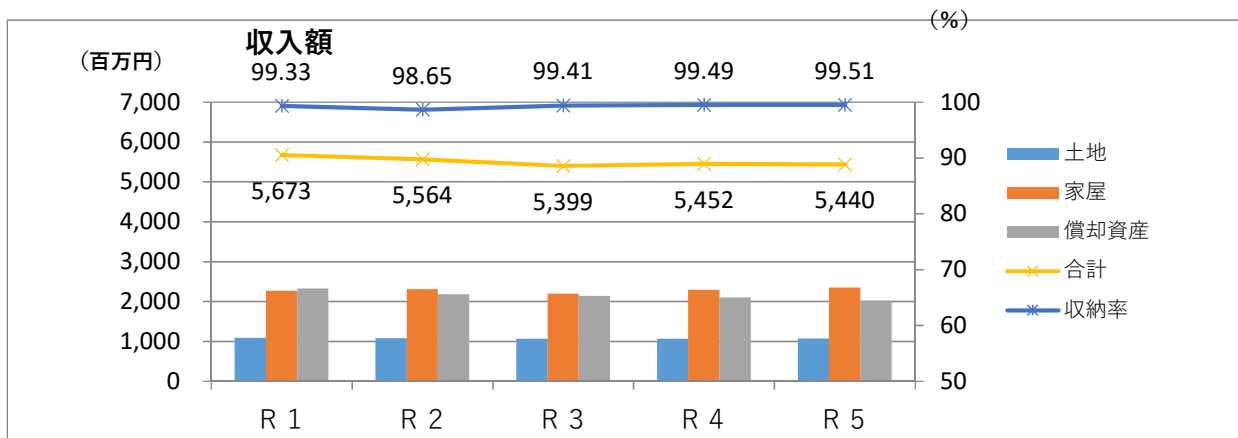


固定資産税の現年分の調定額は54億6,570万円で、前年度に比べ1,411万円の減、調定伸率は0.26%の減となった。土地は0.79%、家屋は2.57%、償却資産は△3.88%であった。

【収入額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	収 入 額				収納率
	土地	家屋	償却資産	合計	
R 1	1,086,451	2,264,626	2,321,600	5,672,677	99.33
R 2	1,078,417	2,307,371	2,177,715	5,563,503	98.65
R 3	1,066,133	2,197,715	2,135,504	5,399,352	99.41
R 4	1,064,405	2,290,484	2,097,558	5,452,447	99.49
R 5	1,073,065	2,349,875	2,016,587	5,439,527	99.51



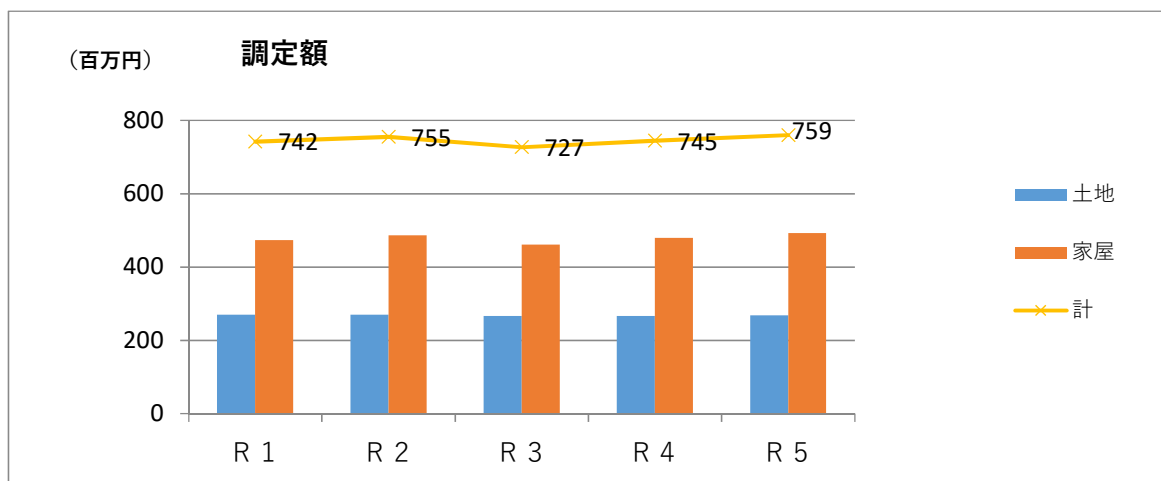
固定資産税の現年分の収入額は54億3,953万円で、前年度に比べ1,292万円の減となっている。収納率は99.51%で0.02ポイントの増となっている。収入額の前年度比は、土地が0.81%、家屋が2.59%、償却資産が△3.86%であった。

4. 都市計画税（現年）の状況

【調定額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	調 定 額			調定伸率
	土地	家屋	計	
R 1	269,362	472,909	742,271	1.91
R 2	269,078	486,177	755,255	1.75
R 3	266,289	460,740	727,029	△ 3.74
R 4	265,757	478,896	744,653	2.42
R 5	267,804	492,183	759,987	2.06

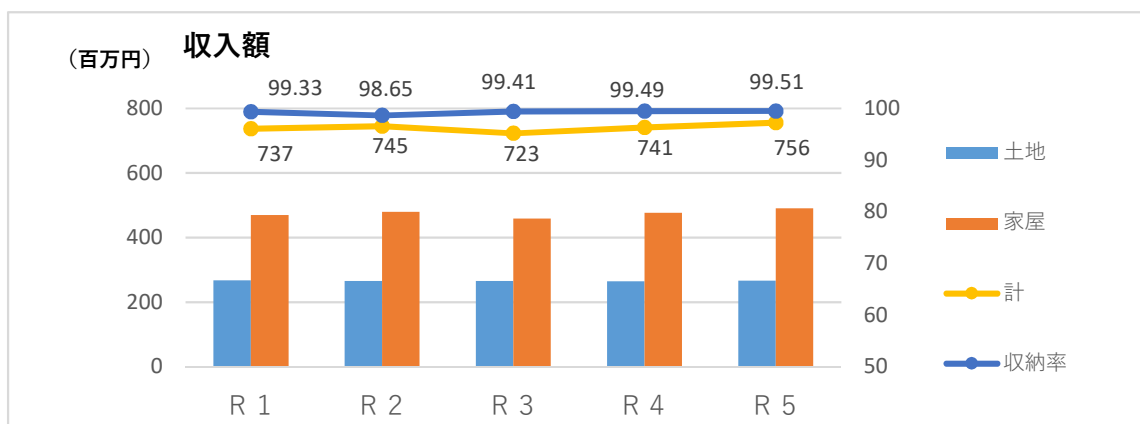


都市計画税の現年分の調定額は7億5,999万円で、前年度に比べ1,534万円の増となっており、調定伸び率は2.06%となっている。

【収入額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	収 入 額			収納率
	土地	家屋	計	
R 1	267,560	469,745	737,305	99.33
R 2	265,480	479,676	745,156	98.65
R 3	264,756	458,088	722,844	99.41
R 4	264,429	476,505	740,934	99.49
R 5	266,522	489,826	756,348	99.51



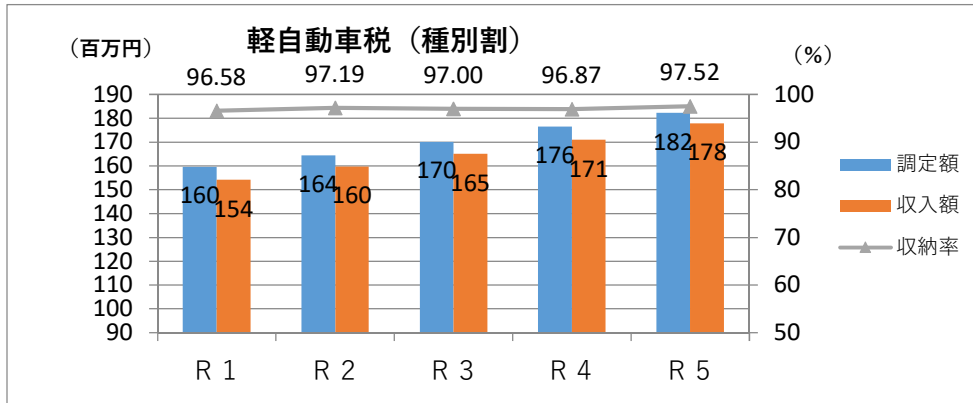
都市計画税の現年分の収入額は7億5,635万円で、前年度に比べ1,542万円の増となり、収納率は99.51%で0.02ポイントの増となっている。

5. 軽自動車税（現年）の状況

【軽自動車税（現年）】

（単位：千円・％）

年度	種別割				環境性能割
	調定額	収入額	収納率	調定伸率	収入額
R 1	159,663	154,202	96.58	4.02	1,472
R 2	164,428	159,801	97.19	2.98	6,617
R 3	170,151	165,111	97.00	3.48	7,322
R 4	176,486	170,994	96.87	3.72	12,028
R 5	182,294	177,774	97.52	3.29	12,163



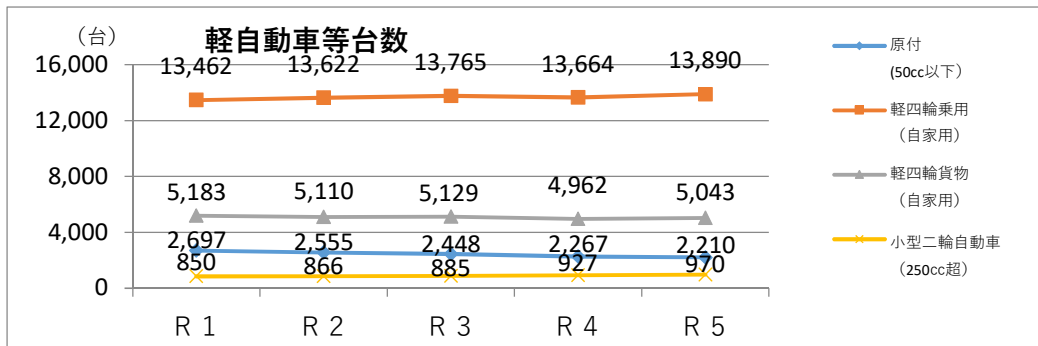
軽自動車税（種別割）の現年分の調定額は1億8,229万円、前年度に比べ581万円（3.29％）の増となっており、収納率は97.52％で0.65ポイントの増となっている。なお、令和元年10月から軽自動車新規取得時に賦課される環境性能割を県から収納している。

【軽自動車等台数】

（単位：台）

車種		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
原付 (50cc以下)	(2,000円/台)	2,697	2,555	2,448	2,267	2,210
軽四輪乗用 (自家用)	(10,800円/台) * 標準税額	13,462	13,622	13,765	13,664	13,890
軽四輪貨物 (自家用)	(5,000円/台) * 標準税額	5,183	5,110	5,129	4,962	5,043
小型二輪自動車 (250cc超)	(6,000円/台)	850	866	885	927	970

※数値は、各年度の当初課税分の台数を使用。

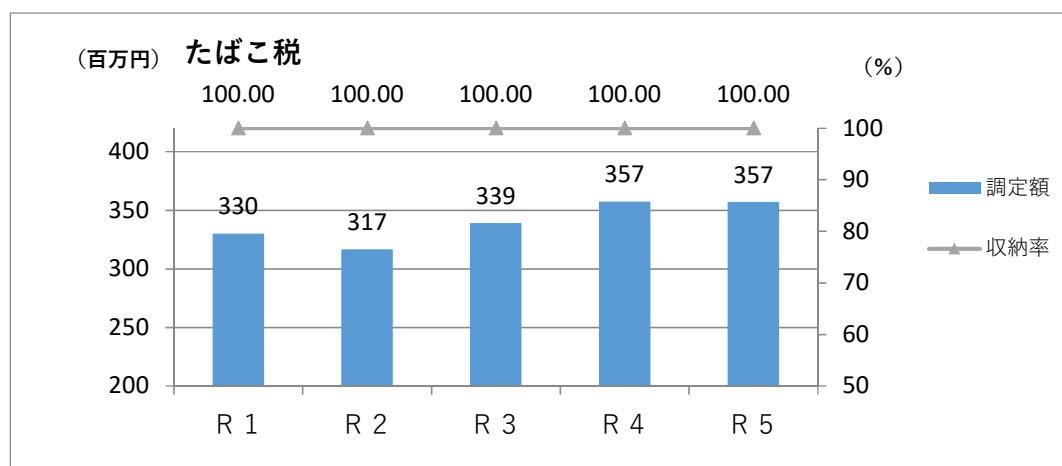


軽自動車等の台数は、軽四輪乗用（自家用）が最も多い。原付（50cc以下）は減少傾向である。小型二輪自動車（250cc超）は増加傾向である。

6. たばこ税の状況

【たばこ税(現年)】 (単位：千円・%)

年度	調定額	収納率	調定伸率
R 1	329,864	100.00	△ 3.15
R 2	316,650	100.00	△ 4.01
R 3	338,920	100.00	7.03
R 4	357,228	100.00	5.40
R 5	356,855	100.00	△ 0.10

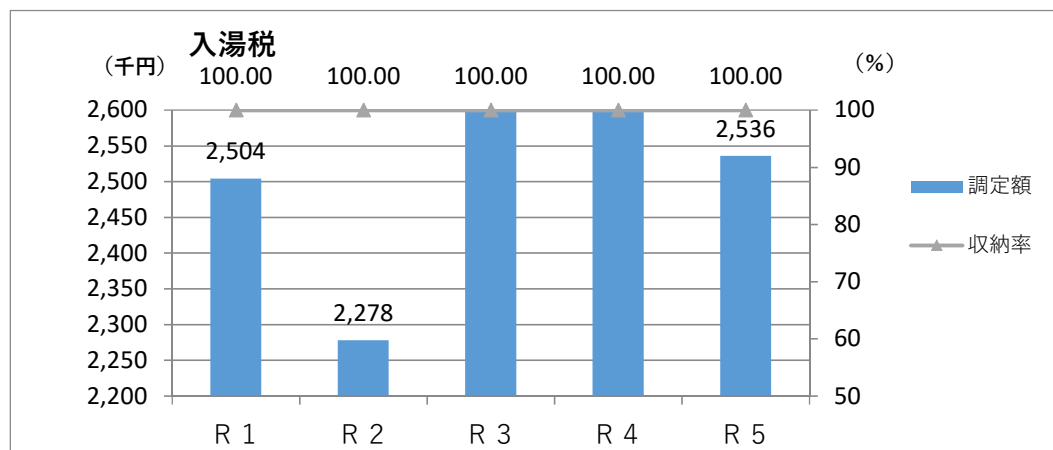


たばこ税の調定額は3億5,686万円で、前年度に比べ37万円 (0.10%) の減となった。

7. 入湯税の状況

【入湯税(現年)】 (単位：千円・%)

年度	調定額	収納率	調定伸率
R 1	2,504	100.00	4.59
R 2	2,278	100.00	△ 9.03
R 3	2,692	100.00	18.17
R 4	2,726	100.00	1.26
R 5	2,536	100.00	△ 6.97



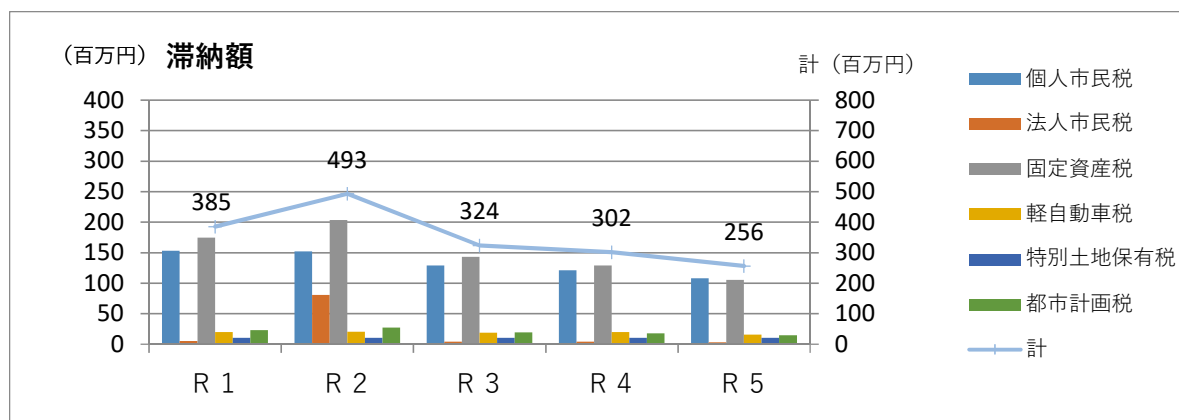
入湯税の調定額は254万円で、前年度に比べ20万円 (6.97%) の減となった。

8. 滞納額の状況

【滞納額】

(単位：千円、%)

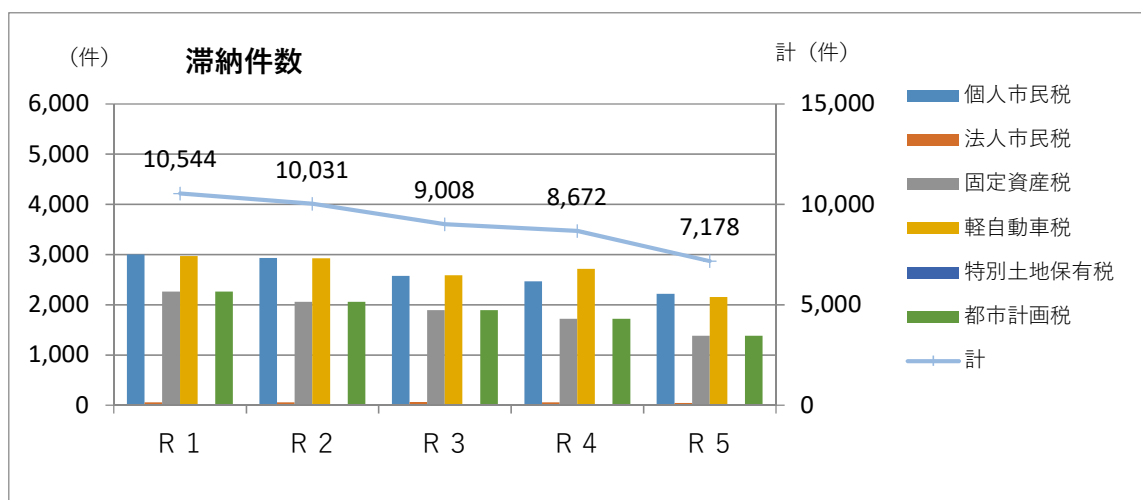
年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 1	153,165	4,822	174,379	19,893	10,530	22,664	385,453	△ 7.70
R 2	152,058	80,509	203,401	20,034	10,230	27,243	493,475	28.02
R 3	128,858	3,948	143,141	18,775	10,114	19,162	323,998	△ 34.34
R 4	121,086	3,844	129,040	19,921	10,114	17,536	301,541	△ 6.93
R 5	107,907	2,683	105,291	15,774	10,114	14,640	256,409	△ 14.97



【滞納件数】

(単位：件、%)

年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 1	3,000	52	2,260	2,967	5	2,260	10,544	△ 4.42
R 2	2,932	56	2,058	2,922	5	2,058	10,031	△ 4.87
R 3	2,575	58	1,892	2,587	4	1,892	9,008	△ 10.20
R 4	2,467	50	1,718	2,715	4	1,718	8,672	△ 3.73
R 5	2,217	40	1,382	2,153	4	1,382	7,178	△ 17.23

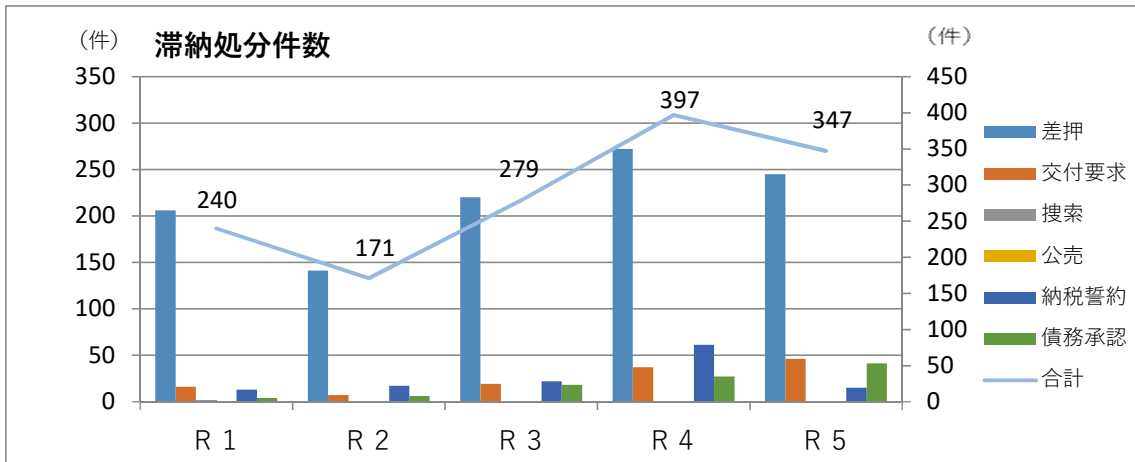


滞納繰越額は2億5640万円で、前年度に比べ4,514万円 (△14.97%) の減となっている。

9. 滞納処分状況

(単位：件)

年度	差押	交付要求	搜索	公売	納税誓約	債務承認	合計
R 1	206	16	1	0	13	4	240
R 2	141	7	0	0	17	6	171
R 3	220	19	0	0	22	18	279
R 4	272	37	0	0	61	27	397
R 5	245	46	0	0	15	41	347



◎差押等の内訳

(単位：件)

区分	R5	R4	R3
預金	89	93	73
不動産	10	18	20
不動産参加	5	3	3
動産	0	0	0
生命保険	10	14	11
給与等	136	147	116
計	250	275	223

◎換価額 (差押に係る徴収額) (単位：千円)

年度	換価額	主な内容
R3	23,005	預金、 給与等債権
R4	40,743	預金、 給与等債権
R5	35,014	預金、 給与等債権

◎三重地方税管理回収機構の状況

(単位：件・千円)

内容	R5		R4		R3	
	徴収第1課	徴収第2課	徴収第1課	徴収第2課	徴収第1課	徴収第2課
移管件数	23	307	24	250	25	228
徴収金額	25,930	38,433	54,957	37,410	49,856	26,411
機構への負担金	10,946		10,614		9,699	

滞納処分については、滞納者に対し預金や不動産などの差押や、差し押さえた物件の公売など換価を図り滞納整理を行っている。換価額3,501万円は、預金、給与等の差押によるものである。

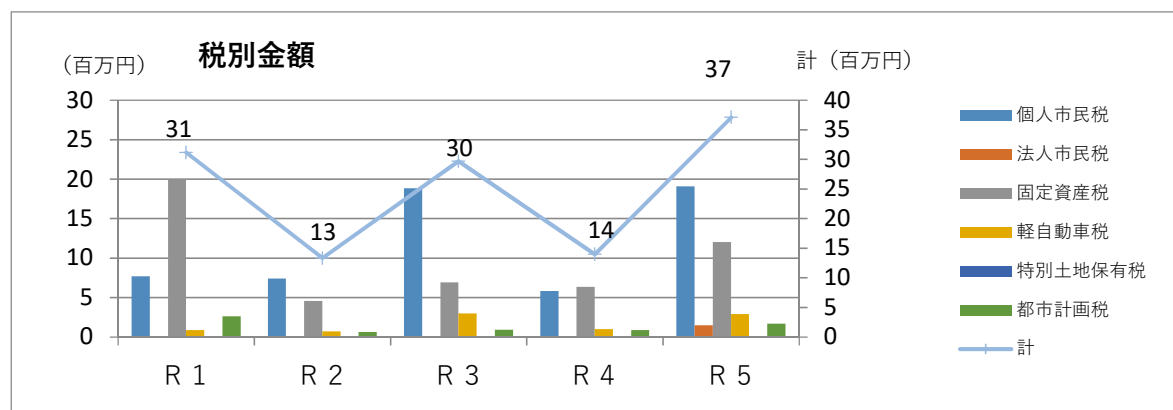
また、三重地方税管理回収機構に移管を行っており、困難事案や高額事案を取り扱う徴収第1課に23件、本税50万円以下の少額事案を取り扱う徴収第2課に307件を移管し、徴収実績は合わせて64,363万円であった。

10. 不納欠損の状況

【税別金額】

(単位：千円・%)

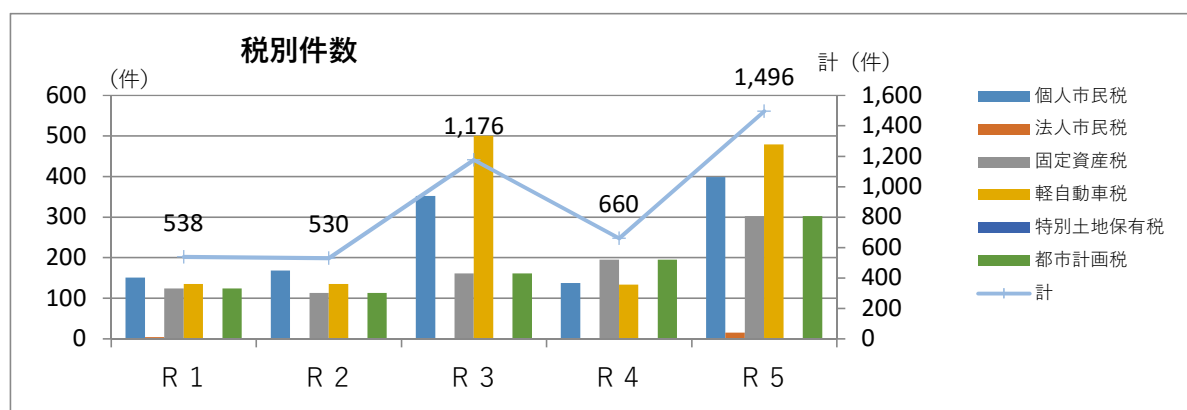
年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 1	7,661	90	19,973	848	0	2,596	31,168	10.95
R 2	7,409	50	4,557	703	0	610	13,329	△ 57.23
R 3	18,838	78	6,884	2,950	0	921	29,671	122.60
R 4	5,800	0	6,336	982	0	861	13,979	△ 52.89
R 5	19,065	1,454	12,011	2,870	0	1,670	37,070	165.18



【税別件数】

(単位：件・%)

年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 1	151	4	124	135	0	124	538	△ 29.30
R 2	168	1	113	135	0	113	530	△ 1.49
R 3	352	2	161	500	0	161	1,176	121.89
R 4	137	0	195	133	0	195	660	△ 43.88
R 5	398	15	302	479	0	302	1,496	126.67



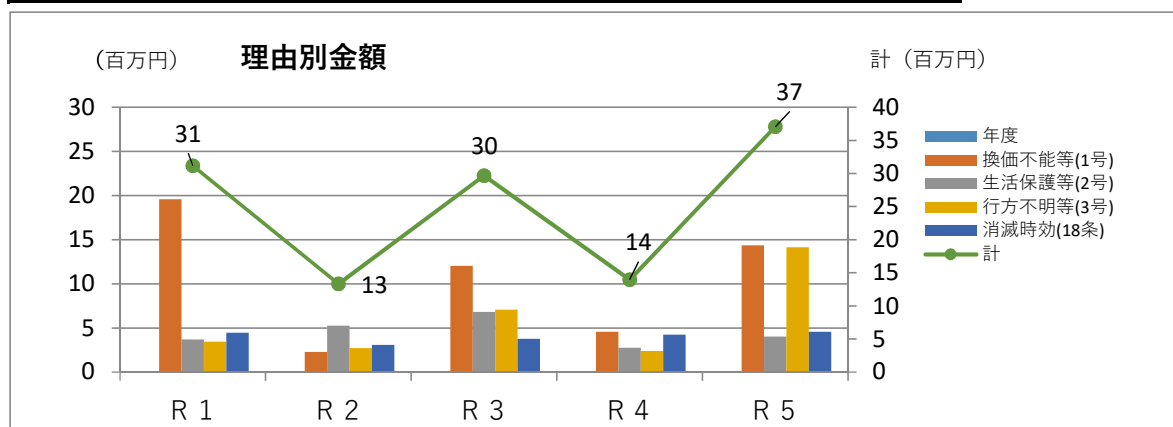
不納欠損は、金額で3,707万円、件数で1,496件で、前年度に比べ金額は2,309万円 (165.18%) の増、件数は836件 (126.67%) の増となっている。

このうち、税別金額において個人市民税 (1,906万円) が51.43%を占め最も多くなっている。

【理由別金額】税別金額

(単位：千円・%)

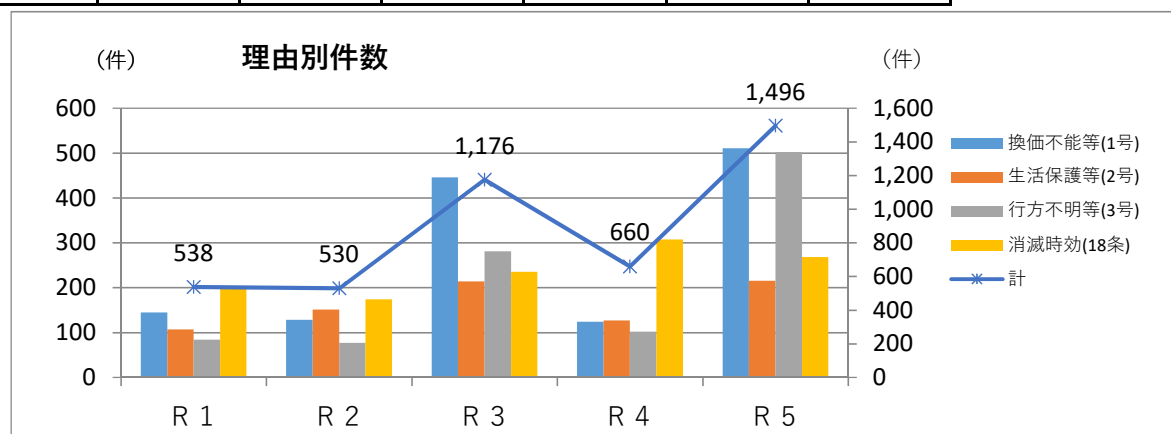
年度	換価不能等(1号)	生活保護等(2号)	行方不明等(3号)	消滅時効(18条)	計	伸率
R 1	19,569	3,702	3,439	4,458	31,168	△ 28.91
R 2	2,286	5,260	2,707	3,076	13,329	10.95
R 3	12,036	6,813	7,062	3,760	29,671	△ 57.23
R 4	4,580	2,754	2,402	4,243	13,979	△ 52.89
R 5	14,337	4,026	14,145	4,562	37,070	165.18



【理由別件数】

(単位：件・%)

年度	換価不能等(1号)	生活保護等(2号)	行方不明等(3号)	消滅時効(18条)	計	伸率
R 1	145	107	84	202	538	△ 39.60
R 2	128	151	77	174	530	△ 29.30
R 3	446	214	281	235	1,176	△ 1.49
R 4	124	127	102	307	660	△ 43.88
R 5	511	215	502	268	1,496	126.67



理由別においては、換価不能等が1,434万円で38.68%と最も多くなっている。

◆市税年度別収納状況(平成31年度～令和5年度)

(単位:円・%)

税	年	平成31年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度					
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	欠損額	収入未済額	滞納繰越額
市民税		3,554,345,356	(2,780,887) 3,391,388,520	95.34	3,534,815,904	(1,860,110) 3,296,649,543	93.21	3,404,240,408	(4,126,303) 3,256,644,973	95.54	3,491,196,317	(2,681,078) 3,363,147,216	96.26	3,675,249,575	(4,432,421) 3,363,147,216	91.39	20,518,919	106,157,199	110,589,620
個人		2,845,238,156	(1,415,987) 2,685,828,320	94.35	2,872,519,204	(1,229,610) 2,714,281,243	94.45	2,806,468,208	(2,423,403) 2,661,195,873	94.74	2,828,855,317	(2,271,378) 2,704,240,716	95.51	2,905,396,375	(3,739,921) 2,782,164,190	95.63	19,065,119	104,167,066	107,906,987
現年		2,686,007,114	(1,389,669) 2,649,435,632	98.59	2,719,909,913	(1,214,323) 2,681,518,791	98.54	2,658,327,668	(2,422,324) 2,626,897,857	98.73	2,701,544,660	(2,157,237) 2,671,606,420	98.81	2,784,696,274	(3,738,302) 2,754,260,039	98.77	0	30,436,235	34,174,537
滞納		159,231,042	(26,318) 36,392,688	22.84	152,609,291	(15,287) 32,762,452	21.46	148,140,540	(1,079) 34,298,016	23.15	127,310,657	(114,141) 32,634,296	25.54	120,700,101	(1,619) 27,904,151	23.12	19,065,119	73,730,831	73,732,450
法人		709,107,200	(1,364,900) 705,560,200	99.31	662,296,700	(630,500) 582,368,300	87.84	597,772,200	(1,702,900) 595,449,100	99.33	662,341,000	(409,700) 658,906,500	99.42	769,853,200	(692,500) 766,409,267	99.46	1,453,800	1,990,133	2,682,633
現年		706,518,700	(1,364,900) 705,241,700	99.63	657,474,800	(630,500) 579,926,800	88.11	546,724,100	(1,702,900) 547,068,600	99.75	658,392,800	(409,700) 658,089,700	99.89	766,214,000	(692,500) 766,061,300	99.89	0	152,700	845,200
滞納		2,588,500	0 318,500	12.30	4,821,900	0 2,441,500	50.63	51,048,100	0 48,380,500	94.77	3,948,200	0 816,800	20.69	3,639,200	0 347,967	9.56	1,453,800	1,837,433	1,837,433
固定資産税		5,908,191,498	(309,831) 5,714,149,081	96.71	5,813,317,405	(583,808) 5,605,942,790	96.42	5,634,374,951	(633,756) 5,484,983,954	97.34	5,623,567,518	(410,572) 5,488,601,356	97.59	5,594,997,605	(549,583) 5,478,243,908	97.90	6,336,202	104,741,989	105,291,572
純固定資産税		5,907,187,598	(309,831) 5,713,145,181	96.71	5,812,337,505	(583,808) 5,604,962,890	96.42	5,633,410,051	(633,756) 5,484,019,054	97.34	5,622,705,318	(410,572) 5,487,739,156	97.59	5,594,216,205	(549,583) 5,477,462,508	97.90	12,011,708	104,741,989	105,291,572
現年		5,710,885,900	(300,627) 5,672,677,174	99.33	5,638,905,100	(556,028) 5,563,503,647	98.65	5,430,609,000	(633,756) 5,399,351,807	99.41	5,479,819,500	(362,536) 5,452,446,658	99.49	5,465,705,700	(513,588) 5,439,527,575	99.51	0	26,178,125	26,691,713
滞納		196,301,698	(9,204) 40,468,007	20.61	173,432,405	(27,780) 41,459,243	23.89	202,801,051	0 84,667,247	41.75	142,885,818	(48,036) 35,292,498	24.67	128,510,505	(35,995) 37,934,933	29.49	12,011,708	78,563,864	78,599,859
交付金 現年		1,003,900	0 1,003,900	100.00	979,900	0 979,900	100.00	964,900	0 964,900	100.00	862,200	0 862,200	100.00	781,400	0 781,400	100.00	0	0	0
軽自動車税		180,795,777	(5,000) 160,060,455	88.53	190,816,059	(26,100) 170,105,454	89.13	197,484,305	(73,500) 175,832,719	89.00	207,288,964	(34,100) 186,420,115	89.92	212,291,569	(84,900) 193,732,906	91.22	2,869,803	15,688,860	15,773,760
環境性能割 現年		1,472,300	0 1,472,300	100.00	6,617,200	0 6,617,200	100.00	7,322,100	0 7,322,100	100.00	12,028,100	0 12,028,100	100.00	12,162,700	0 12,162,700	100.00	0	0	0
種別割		179,323,477	(5,000) 158,588,155	88.43	184,198,859	(26,100) 163,488,254	88.74	190,162,205	(73,500) 168,510,619	88.58	195,260,864	(34,100) 174,392,015	89.29	200,128,869	(84,900) 181,570,206	90.68	2,869,803	15,688,860	15,773,760
現年		159,662,500	(2,000) 154,204,300	96.58	164,428,400	(26,100) 159,827,525	97.19	170,150,900	(56,500) 165,111,100	97.00	176,485,500	(28,100) 170,994,207	96.87	182,294,400	(84,900) 177,859,048	97.52	0	4,435,352	4,520,252
滞納		19,660,977	(3,000) 4,383,855	22.28	19,770,459	0 3,660,729	18.52	20,011,305	(17,000) 3,399,519	16.90	18,775,364	(6,000) 3,397,808	18.07	17,834,469	(3,711,158) 3,711,158	20.81	2,869,803	11,253,508	11,253,508
たばこ税 現年		329,863,782	0 329,863,782	100.00	316,650,550	0 316,650,550	100.00	338,919,527	0 338,919,527	100.00	357,228,222	0 357,228,222	100.00	356,855,096	0 356,855,096	100.00	0	0	0
特別土地保有税		10,830,400	0 300,000	2.77	10,530,400	0 300,000	2.85	10,230,400	0 116,100	1.13	10,114,300	0 0	0.00	10,114,300	0 0	0.00	0	10,114,300	10,114,300
滞納		10,830,400	0 300,000	2.77	10,530,400	0 300,000	2.85	10,230,400	0 116,100	1.13	10,114,300	0 0	0.00	10,114,300	0 0	0.00	0	10,114,300	10,114,300
入湯税 現年		2,504,110	0 2,504,110	100.00	2,278,010	0 2,278,010	100.00	2,692,480	0 2,692,480	100.00	2,725,940	0 2,725,940	100.00	2,535,820	0 2,535,820	100.00	0	0	0
都市計画税		767,785,989	(40,269) 742,565,349	96.71	778,484,189	(78,192) 750,709,189	96.42	754,175,891	(84,844) 734,177,478	97.34	764,070,389	(55,792) 745,729,506	97.59	777,856,456	(76,417) 761,622,316	97.90	1,670,179	14,563,961	14,640,378
現年		742,271,700	(39,073) 737,305,525	99.33	755,255,300	(74,472) 745,156,292	98.65	727,028,200	(84,844) 722,843,611	99.41	744,653,200	(49,264) 740,933,501	99.49	759,987,600	(71,412) 756,347,621	99.51	0	3,639,979	3,711,391
滞納		25,514,289	(1,196) 5,259,824	20.61	23,228,889	(3,720) 5,552,897	23.89	27,147,691	0 11,333,867	41.75	19,417,189	(6,528) 4,796,005	24.67	17,868,856	(5,005) 5,274,695	29.49	1,670,179	10,923,982	10,928,987
合計		10,754,316,912	(3,135,987) 10,340,831,297	96.13	10,646,892,517	(2,548,210) 10,142,635,536	95.24	10,342,117,962	(4,918,403) 9,993,367,231	96.58	10,456,191,650	(3,181,542) 10,143,852,355	96.98	10,629,900,421	(5,143,321) 10,341,563,503	97.24	37,070,609	251,266,309	256,409,630
現年		10,340,190,006	(3,096,269) 10,253,708,423	99.13	10,262,499,173	(2,501,423) 10,056,458,715	97.97	9,882,738,875	(4,900,324) 9,811,171,982	99.23	10,133,740,122	(3,006,837) 10,066,914,948	99.31	10,331,232,990	(5,100,702) 10,266,390,599	99.32	0	64,842,391	69,943,093
滞納		414,126,906	(39,718) 87,122,874	21.03	384,393,344	(46,787) 86,176,821	22.41	459,379,087	(18,079) 182,195,249	39.66	322,451,528	(174,705) 76,937,407	23.81	298,667,431	(42,619) 75,172,904	25.16	37,070,609	186,423,918	186,466,537

1 特別土地保有税については、平成15年4月1日の税制改正により新たな課税は行われなくなったため滞納税のみ記載。
2 令和元年10月から軽自動車税環境性能割の賦課徴収開始。

2. 私 債 権

●令和5年度「亀山市の私債権の管理に関する条例」に基づく取り組み

1. 債権の管理状況

債権名 時効期間	根拠法令	取り組み内容
乗合タクシー 乗車徴収金	民法	令和3年度から対面による督促、催告を行い、納付の促進を図っている。また、一括支払いが困難であることから、債務承認及び納入の確約・誓約への同意を求めている。令和4年度から、弁護士事務所に未収債権の支払請求を委任し、継続した債務の承認及び納付の確約、誓約の同意を対面により求めた。令和5年度においても、電話による債務承認及び納付確約の同意を求めた。
5年又は10年 (10年)	民法第166条第1項 (旧民法第167条第1項)	なお、令和5年6月23日付で本件法人の破産手続きが開始され、同年10月12日には、換価処分して配当できる財産が無いことが認められ、破産手続きは終了した。これにより本件法人の消滅とともに、本件債権も消滅した。 (実績) 〈債務承認及び納付確約の同意〉 ・電話催告 (17件) ・令和5年4月20日付け債務の承認及び納付確約書の受理 (1件) 〈債権消滅〉 ・令和5年10月12日付け債権消滅 (1件)
亀山エールチケット事業支援金返還金	民法	令和4年度から対面による督促、催告を行い、納付の促進を図っている。また、弁護士事務所に未収債権の支払請求を委任し、債務の承認及び納付の確約の同意を対面により求めた。令和5年度においても、電話による債務承認及び納付確約の同意を求めた。
5年又は10年 (10年)	民法第166条第1項	令和5年6月23日付で本件法人の破産手続きが開始され、同年10月12日には、換価処分して配当できる財産が無いことが認められ、破産手続きは終了した。これにより本件法人の消滅とともに、本件債権も消滅した。 (実績) 〈債務の承認及び納付の確約の同意〉 ・電話催告 (17件) ・令和5年4月17日付け債務の承認及び納入確約書の受理 (1件) 〈債権消滅〉 ・令和5年10月12日付け債権消滅 (1件)
市営住宅 使用料	民法 亀山市営住宅条例	督促状、催告状の送付に加え、納付に応じない入居者に対しては、その連帯保証人に働きかけ納付を促すとともに、納付意識の低い滞納者に対して住宅の明渡訴訟等を行っている。また、支払督促等による債権回収や、徴収不能となった債権の放棄等を検討していく。
5年又は10年 (5年)	民法第166条第1項 (旧民法第169条)	(実績) 月2回の臨戸訪問、年末(12月)、年度末(3月・5月)の特別臨戸訪問徴収を実施。 督促状(206件)、催告状(31件)、徴収停止(3件)

水道料金	民法 亀山市水道事業給 水条例	督促、催告に加え、停水（給水停止）予告等を行った後に、月2 回停水に係る臨戸訪問を行い、納付の促進を図った。 また、既に水道使用を中止し転居した料金未納者（以下「中止 者」）に対しても納付催促文書及び納付書の送付を行った。 転居先等が不明な場合は、調査のうえ徴収停止を行った後、徴 収不可能な債権については、債権放棄を行った。
5年 (2年)	民法第166条第1項 (旧民法第173条第 1号)	(実績) 停水の実施（98件）による納付（78件）、 中止者における納付催促（103件）による納付（46件） 徴収停止（65件）、債権放棄（128件）
医療センター 使用料・ 手数料	民法 亀山市立医療セン ター使用料 及び手数料条例	督促、催告を行い、納付の促進を図っている。また、一括の支 払いが困難な場合に、債務承認、分納誓約及び財産調査の同意 書を求める。平成24年度から、弁護士事務所に高額な未収債権 の回収を委託している。
5年又は10年 (3年)	民法第166条第1項 (旧民法第170条第 1号)	徴収不能な債権の放棄を行い整理する。 (実績) 分納誓約（12件）、債権放棄（3件）
学校給食費	民法 亀山市学校給食費 徴収規則	令和3年度から公会計化。督促状、催告状の送付に加え、電話や 臨戸訪問による納付催告を行っている。納付困難な場合は、申 出により児童手当から充当を行っている。
5年	民法第166条第1項	(実績) 督促状（63件）、催告状（132件）、電話催告（246件）、臨戸訪問 （10件）

※債権発生又はその原因となる法律行為が令和2年4月1日より前の場合の時効期間は（ ）

2. 庁内連携の状況

①私債権部会

債権の管理担当課の連絡調整会議（年4回開催）

- ・債権管理の取組実績及び計画の確認。
- ・強制執行、債権放棄、徴収停止などの検討状況把握。

②滞納処分等判定委員会での検討

強制執行、債権放棄、徴収停止などについて、検討・対処方針の決定。

●不納欠損について

1. 債権放棄によるもの（亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項関係）

債権名	年度	2号 (破産等)	3号 (時効)	4号 (処分終結)	5号 (徴収停止)	計
市営住宅使用料	R5					0件 0円
水道料金	R5	1件 94,965円			127件 514,857円	128件 609,822円
医療センター 使用料・手数料	R5				3件 585,991円	3件 585,991円
学校給食費	R5					0件 0円
合計	R5	1件 94,965円			130件 1,100,848円	131件 1,195,813円

2. 債権消滅によるもの（下記法律による）

債権名	年度	件数	金額	消滅事由	法律
乗合タクシー 乗車徴収金	R5	1件	177,900円	法人格消滅	破産法第35条
亀山エールチケット 事業支援金返還金	R5	1件	200,000円	法人格消滅	破産法第35条
水道料金	R5	4件	15,488円	法人格消滅	破産法第35条
水道料金	R5	5件	11,374円	時効の援用	民法 第145条
合計	R5	11件	404,762円		

3. 滞納債権の収入状況

令和5年度滞納債権の収入状況

(単位:円・%・件)

種別	債権名	担当課	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数
強制徴収公債権	市税(税務課)	税務課	現年分	10,331,232,990	(5,100,702) 10,266,390,599	0	64,842,391	99.32	2,556
			滞納繰越分	298,667,431	(42,619) 75,172,904	37,070,609	186,423,918	25.16	4,619
			計	10,629,900,421	(5,143,321) 10,341,563,503	37,070,609	251,266,309	97.24	7,175
	国民健康保険税	市民課	現年分	786,563,100	(976,200) 743,562,433	0	43,000,667	94.40	616
			滞納繰越分	190,472,907	(53,900) 49,417,295	19,261,878	121,793,734	25.91	1,976
			計	977,036,007	(1,030,100) 792,979,728	19,261,878	164,794,401	81.05	2,592
	後期高齢者医療保険料	市民課	現年分	537,687,776	(527,819) 535,406,697	0	2,281,079	99.48	73
			滞納繰越分	4,786,366	(727) 1,647,147	706,386	2,432,833	34.40	58
			計	542,474,142	(528,546) 537,053,844	706,386	4,713,912	98.90	131
	保育所及び認定こども園保護者負担金	子ども政策課	現年分	91,524,630	91,183,930	0	340,700	99.63	18
			滞納繰越分	2,204,480	760,510	159,300	1,284,670	34.50	81
			計	93,729,110	91,944,440	159,300	1,625,370	98.10	99
	生活保護費徴収金(法第78条分)	地域福祉課	現年分	0	0	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	2,574,105	180,000	0	2,394,105	6.99	9
			計	2,574,105	180,000	0	2,394,105	6.99	9
	下水道事業受益者負担金	下水道課	現年分	55,402,370	54,059,820	0	1,342,550	97.58	109
			滞納繰越分	5,981,535	1,490,370	480,275	4,010,890	24.92	284
			計	61,383,905	55,550,190	480,275	5,353,440	90.50	393
公共下水道使用料	下水道課	現年分	510,099,715	508,180,268	0	1,919,447	99.62	797	
		滞納繰越分	5,600,246	2,251,859	435,320	2,913,067	40.21	975	
		計	515,699,961	510,432,127	435,320	4,832,514	98.98	1,772	
小計		現年分	12,312,510,581	(6,604,721) 12,198,783,747	0	113,726,834	99.02	4,169	
		滞納繰越分	510,287,070	(97,246) 130,740,085	58,113,768	321,253,217	25.60	8,002	
		計	12,822,797,651	(6,701,967) 12,329,703,832	58,113,768	434,980,051	96.10	12,171	
非強制徴収公債権	児童扶養手当返納金	子ども未来課	現年分	0	0	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	2,373,680	123,070	0	2,250,610	5.18	3
			計	2,373,680	123,070	0	2,250,610	5.18	3
	生活保護費返還金(法第63条分)	地域福祉課	現年分	6,954,935	4,163,969	0	2,790,966	59.87	17
			滞納繰越分	1,604,326	27,000	0	1,577,326	1.68	11
			計	8,559,261	4,190,969	0	4,368,292	48.96	28
	農業集落排水施設使用料	下水道課	現年分	113,053,170	112,533,920	0	519,250	99.54	152
			滞納繰越分	1,791,935	795,630	6,480	989,825	44.40	561
			計	114,845,105	113,329,550	6,480	1,509,075	98.68	713
	老人福祉費負担金	地域福祉課	現年分	17,740,574	17,515,052	0	225,522	98.73	2
			滞納繰越分	477,711	253,795	0	223,916	53.13	7
			計	18,218,285	17,768,847	0	449,438	97.53	9
小計		現年分	137,748,679	134,212,941	0	3,535,738	97.43	171	
		滞納繰越分	3,873,972	1,076,425	6,480	2,791,067	27.79	579	
		計	141,622,651	135,289,366	6,480	6,326,805	95.53	750	

種別	債権名	担当課	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数
私 債 権	乗合タクシー乗 車徴収金	政策推進課	現年分	2,985,300	2,985,300	0	0	100.00	0
			滞納繰越分	177,900	0	177,900	0	0.00	1
			計	3,163,200	2,985,300	177,900	0	94.38	1
	亀山エールチ ケット事業支援 金返還金	商工観光課	現年分	0	0	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	200,000	0	200,000	0	0.00	1
			計	200,000	0	200,000	0	0.00	1
	公営住宅 使用料	建築住宅課	現年分	45,001,233	43,391,033	0	1,610,200	96.42	18
			滞納繰越分	6,123,650	2,271,388	0	3,852,262	37.09	17
			計	51,124,883	45,662,421	0	5,462,462	89.32	35
	住宅新築資金等 貸付金元利収入	文化課	現年分	0	0	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	6,437,845	7,500		6,430,345	0.12	1
			計	6,437,845	7,500	0	6,430,345	0.12	1
	福祉資金貸付 金元利収入	文化課	現年分	0	0	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	378,113	2,500		375,613	0.66	1
			計	378,113	2,500	0	375,613	0.66	1
	保育所及び認 定こども園給食 費負担金	子ども政策課	現年分	34,280,054	34,193,554	0	86,500	99.75	20
			滞納繰越分	195,910	58,370	0	137,540	29.79	32
			計	34,475,964	34,251,924	0	224,040	99.35	52
	水道料金	上水道課	現年分	917,440,583	913,395,475	0	4,045,108	99.56	1,640
			滞納繰越分	14,603,454	4,383,311	636,684	9,583,459	30.02	2,223
			計	932,044,037	917,778,786	636,684	13,628,567	98.47	3,863
学校給食費	教育総務課	現年分	172,531,108	171,869,690	0	661,418	99.62	169	
		滞納繰越分	466,040	466,040	0	0	100.00	0	
		計	172,997,148	172,335,730	0	661,418	99.62	169	
医療センター 使用料・手数 料	病院総務課	現年分	1,343,094,615	1,340,187,759	0	2,906,856	99.78	156	
		滞納繰越分	17,528,502	4,995,892	585,991	11,946,619	28.50	1,153	
		計	1,360,623,117	1,345,183,651	585,991	14,853,475	98.87	1,309	
小 計		現年分	2,470,331,660	2,462,631,778	0	7,699,882	99.69	1,985	
		滞納繰越分	39,787,764	9,913,613	1,400,575	28,473,576	24.92	3,411	
		計	2,510,119,424	2,472,545,391	1,400,575	36,173,458	98.50	5,396	
合 計		現年分	14,920,590,920	(6,604,721) 14,795,628,466	0	124,962,454	99.12	6,325	
		滞納繰越分	553,948,806	(97,246) 141,730,123	59,520,823	352,517,860	25.57	11,992	
		計	15,474,539,726	(6,701,967) 14,937,538,589	59,520,823	477,480,314	96.49	18,317	

※()は、収入額のうち過誤納金還付未済の額。

※収納率は、収入済額から過誤納金還付未済額を除いた額で算出。

※公営企業会計における収入金は、出納整理期間を想定し、3月末決算に4/1～5/31の収入額を加味した額で算出。

	債権			根拠法令	債権区分の考え方	発生事由	時効期間				債権回収	
	No	債権名	担当課				時効	根拠法令	時効期間の考え方	時効の援用	執行機関	方法
強制徴収公債権	1	市税	税務課	・ 地方税法 ・ 亀山市税条例	税債権であるため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方税法第18条第1項	地方税法第18条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	2	国民健康保険税	市民課	・ 地方税法 ・ 亀山市国民健康保険税条例	税債権であるため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方税法第18条第1項	地方税法第18条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	3	後期高齢者医療保険料	市民課	・ 高齢者の医療の確保に関する法律 ・ 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 ・ 亀山市後期高齢者医療に関する条例	・ 高齢者の医療の確保に関する法律第104条に定められた債権であるため ・ 同法第113条に「地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入」と規定されており、「地方税の滞納処分の例により」強制徴収することができるためと定められているため	三重県後期高齢者医療広域連合の処分に基づく〔公法上の原因〕	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	4	保育所及び認定こども園保護者負担金	子ども未来課	・ 地方自治法 ・ 児童福祉法/子ども・子育て支援法 ・ 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例 ・ 亀山市認定こども園条例	・ 地方自治法第225条に規定する公の施設の使用料であるため ・ 児童福祉法第56条第8項及び子ども・子育て支援法附則第6条第7項に「地方税の滞納処分の例により」強制徴収することができるためと定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	市町村が支弁する保育費用を保護者等が負担する「負担金」であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	5	児童扶養手当返還金	子ども未来課	・ 児童扶養手当法	・ 児童扶養手当法第23条第1項に定められた債権であるため ・ 同法第23条第1項に「国税徴収の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	6	生活保護費徴収金（法第78条分）	地域福祉課	・ 生活保護法 ・ 地方自治法	・ 生活保護法第78条（不正受給等徴収金）に定められた債権であるため ・ 同法第78条第4項に「国税徴収の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	7	下水道事業受益者負担金	下水道課	・ 都市計画法 ・ 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例	・ 都市計画法第75条に定められた債権であるため ・ 同法第75条第5項に「国税滞納処分の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	都市計画法第75条第7項	都市計画法第75条第7項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
8	公共下水道使用料	下水道課	・ 下水道法 ・ 地方自治法（附則） ・ 亀山市公共下水道条例	・ 下水道法第20条に定められた債権であるため ・ 地方自治法附則第6条第3号の規程により同法第231条の3第3項に規定する「法律で定める使用料」であり「地方税の滞納処分の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による	
非強制徴収公債権	9	児童扶養手当返還金	子ども未来課	・ 児童扶養手当法 ・ 地方自治法	・ 同法に基づく過払手当返還請求権 ・ 同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決を受け、強制執行を申し立てる
	10	生活保護費返還金（法第63条分）	地域福祉課	・ 生活保護法 ・ 地方自治法	・ 生活保護法第63条に定められた債権であるため（地方自治法第231条の3第1項に定めるその他の普通地方公共団体の歳入） ・ 同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決を受け、強制執行を申し立てる
	11	農業集落排水施設使用料	下水道課	・ 地方自治法 ・ 亀山市農業集落排水処理施設条例	・ 地方自治法第225条に規定する公の施設の使用料であるため ・ 個別の法令に強制徴収に関する規定なし	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第225条に規定する使用料であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決を受け、強制執行を申し立てる
	12	老人福祉費負担金	地域福祉課	・ 老人福祉法	・ 老人福祉法第28条1項の費用の徴収であるため ・ 同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年又は10年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決を受け、強制執行を申し立てる

	債権			根拠法令	債権区分の考え方	発生事由	時効期間				債権回収	
	No	債権名	担当課				時効	根拠法令	時効期間の考え方	時効の援用	執行機関	方法
私 債 権	13	乗合タクシー乗車徴収金	政策推進課	・民法	民法に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(10年)※	民法第166条第1項	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	14	亀山エールチケット事業支援金返還金	商工観光課	・民法	民法に基づき、当事者が要綱に基づき申請し決定したが、返還命令に基づいて発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(10年)※	民法第166条第1項	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	15	公営住宅使用料	建築住宅課	・民法 ・亀山市営住宅条例	「最判昭59.12.13公営住宅判決」により、貸主と入居者との法律関係は基本的に民間の家賃貸借契約と異なることはないと判断されており、私法上の賃貸借契約により発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(5年)※	民法第166条第1項(旧民法第169条)	私法上の賃貸借に基づく債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	16	住宅新築資金等貸付金元利収入	文化課	・民法 ・(関町住宅新築資金等貸付条例)	民法第587条(金銭消費貸借)に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(10年)※	民法第166条第1項(旧民法第167条第1項)	私法上の金銭消費貸借契約に基づく債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	17	福祉資金貸付金元利収入	文化課	・民法 ・(関町住宅新築資金等貸付条例)	民法第587条(金銭消費貸借)に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(10年)※	民法第166条第1項(旧民法第167条第1項)	私法上の金銭消費貸借契約に基づく債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	18	認定子ども園給食費負担金	子ども未来課	・民法	民法に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(2年)※	民法第166条第1項(旧民法第173条第3号)	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	19	水道使用料	上水道課	・民法 ・亀山市水道事業給水条例	「最決平15.10.10水道料金判決」により、水道料金の時効は民法第173条の規定を適用し2年間と判示され、私法の適用を受ける債権のため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年(2年)※	民法第166条第1項(旧民法第173条第1号)	債権者である水道事業者が「権利を行使することが出来ることを知っている」ことから、主観的起算点である5年が原則適用される。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
20	学校給食費	教育総務課	・民法 ・亀山市学校給食費徴収規則	民法に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年	民法第166条第1項(旧民法第173条第3号)	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる	
21	医療センター使用料・手数料	病院総務課	・民法 ・亀山市立医療センター使用料及び手数料条例	「最判平17.11.21診療費等判決」により、公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるとされたため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(3年)※	民法第166条第1項(旧民法第170条第1号)	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる	

※債権発生又はその原因となる法律行為が令和2年4月1日より前の場合の時効期間は()